

広島県告示第九百五十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定によつて、平成十七年広島県告示第二百六号で認可した備後圏都市計画下水道事業府中公共下水道の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成十九年九月二十七日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 施行者の名称

府中市

二 都市計画事業の種類及び名称

備後圏都市計画下水道事業府中公共下水道

三 事業施行期間

昭和六十二年三月二日から平成二十六年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

変更なし

使用の部分

平成十七年広島県告示第二百六号の事業地に、元町字揚り立テ、字アタラシヤ、字家ノセド、字家ノマヘ、字家ノワキ、字池ケ迫、字池ケ迫西平、字池ノサコ、字板ヤ垣内、字市場、字市場東、字鯛免、字上へ田、字上へ田井ドノ上へ、字上田山、字後口、字内イノアシ、字内千田、字榮明寺、字榮明寺セド、字大木庵、字大日、字大マヘ、字大町チ、字小野宮、字小野宮山、字紙ヤ、字カワラケ、字北ノ角、字荒神ノ後口、字五反田、字コヤ田、字コヤ田西、字榮サキヤ、字十二倉井手ノ内、字十二倉東、字砂留、字スミ田、字スミヤ、字セド、字セン田、字千田、字外イノアシ、字大ジヨウダン、字竹ノ中カ、字潮音寺、字潮音寺西、字潮音寺山、字ツジ、字寺ノ下タ、字寺ノセド、字寺ノマヘ、字土井ノハナ、字道仙、字土手ノ根、字ドンケイ、字仲ゴロ、字中間、字二井ヤ、字西、字ハクワシ、字花ヤ、字東ノ角、字古ヤ、字旧ルヤシキ、字ボウザコ、字坊迫、字ホリノ河内、字松原、字丸ル町チ、字道ノ下タ、字宮ノ下タ、字宮ノ瀬戸、字宮ノワキ、字明セン、字山神ノ下、字山サキ、字山崎、字山サキ境目、字山サキ道ノ下、字山根、字ワキ田、字ヲク田、字ヲゴセ、鵜飼町字寺ノ下、字服部田、字上高田、字大段原、字十輪谷及び字十輪院谷を追加し、同事業地のうち、元町字マエ、字門ノマエ、字東シ、字仁玉堂、字河原、字ササヤキ、字砂山、字ウシロ、字土手ノ西、字アラキ、字正林寺、字モガリ、字ワキ、字カラス田、字片岡、字角ミ田、字長カ町チ、字イヤスミ、字道バサミ、字ハマ、字十二倉字池ケ町チ、本山町字月見ケ丘、鵜飼町字柿ノ木、字堂ノ下、字広畑、字寺ノ下西及び桜が丘一丁目の事業地を変更する。